２．不要財産に係る国庫納付等

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成22年10月25日改訂）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ（平成22年11月最終改訂）に基づき、不要財産の国庫納付等に係る会計処理を適用している。

なお、この変更による財務諸表への影響はない。

２．貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき賞与の当期見積額　55,478,699円

運営費交付金から充当されるべき退職給付の当期見積額　519,605,441円

３．キャッシュ・フロー計算書注記

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　540,354,636円

資金期末残高　540,354,636円

⑵　重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる固定資産の取得

工具器具備品　70,056,000円

４．固定資産の減損関係

減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く。)に関する事項

①　用途（会議室等)、種類（建物等)、場所（東京都千代田区)、帳簿価額（208,673,849円)

②　用途変更日　平成23年４月１日

③　用途変更の決定を行った経緯及び理由

平成22年12月７日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、資産の有効活用を目的として、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センター（竹橋オフィス）の一部を提供するとされた。

④　用途変更日における帳簿価額　208,673,849円

回収可能サービス価額　208,673,849円

⑤　上記決定は使用価値を減じるものではないため、減損額の見込みはない。

５．重要な債務負担行為

該当事項なし。

６．固有の表示科目の内容

該当事項なし。

７．重要な後発事象

該当事項なし。

８．独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置のほか、当機構において講ずべき措置として、次のような内容が定められていたが、平成21年12月25日閣議決定の「独立行政法人の抜本的な見直しについて」において、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討することとされた。

【法人形態の見直し】

○国立大学財務・経営センターと統合する。

９．金融商品の時価等に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	540,354,636	540,354,636	0
⑵　未払金	(154,613,493)	(154,613,493)	0
⑶　リース債務	(54,001,500)	(53,457,050)	(544,450)

（注１）　負債に計上されているものは（　）で示している。

（注２）　金融商品の時価の算定方法

⑴～⑵は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。⑶については５年利付国債の平成23年３月末利回りを参考に0.495％の利率で割引現在価値を算出している。

10．賃貸等不動産の状況に関する事項

当法人では、東京都小平市において、職員住居用の宿舎（土地を含む）を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額は次のとおり。

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
819,175,367円	△　3,144,888円	816,030,479円	749,746,578円

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から損益外減価償却累計額を控除した金額である。

（注２）　当期末の建物の時価は取得価額より損益外減価償却累計額を減じた額、土地の時価には固定資産税評価額を用いている。

また、賃貸等不動産に関する平成23年３月期における収益及び費用等の状況は次の通り。

賃貸収益	賃貸費用	その他（売却損益等）
1,497,885円	6,530,564円 （うち損益外減価償却相当額 3,144,888円）	0

（注３）　賃貸収益計上額は当法人の職員以外の居住者からの賃貸収益の金額である。

（注４）　賃貸費用計上額は、宿舎全体にかかった固定資産税、損益外減価償却相当額、修繕費等及び当法人の職員以外の居住者の住戸の修繕費等の金額である。